

岐 阜 県 公 報

目 次

| | | |
|---|-----------|---|
| 岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 | (危機管理政策課) | 三 |
| 岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | (環境企画課) | 四 |
| 岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則 | (文化伝承課) | 六 |
| 告示 | | |
| 保安林に指定する予定である旨の通知 | (治山課) | 六 |
| 道路の区域変更 | (道路維持課) | 六 |
| 道路の供用開始 | (同) | 七 |
| 公示 | | |
| 公共測量の実施 | (用地課) | 八 |
| 土地改良区の定款の変更認可 | (下呂農林事務所) | 九 |

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 二 年 一 月 十 日

規 則

第 七 十 号

令 和 二 年 一 月 十 日

(金 曜 日)

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号(三)中「三百二十円」を「三百三十円」に改め、同号(四)中「生活」を「避難生活」に改め、同号(五)中「生活」を「避難生活」に改め、同表第二号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同号(一)(二)中「五百六十一万円」を「五百七十一万四千円」に改め、同表第二号(三)中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表第三号(一)の表夏季(四月から九月まで)の項中「二八、五〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「三三、八〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「四二、〇〇〇円」を「四二、八〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を「五四、二〇〇円」に、「七、七八〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「三〇、六〇〇円」を「三二、二〇〇円」に、「三九、七〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五六、二〇〇円」に、「六四、五〇〇円」を「六五、七〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八二、七〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同号(二)の表夏季(四月から九月まで)の項中「六、〇〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を

「二、四〇〇円」に、「四、八〇〇円」を、「五、一〇〇円」に、「八、七〇〇円」を、「九、〇〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「九、八〇〇円」を、「一〇、〇〇〇円」に、「二、一八〇〇円」を、「三、〇〇〇円」に、「八、一〇〇円」を、「一八、四〇〇円」に、「二、五〇〇円」を、「二、九〇〇円」に、「二七、一〇〇円」を、「二七、六〇〇円」に、「三、五〇〇円」を、「三、六〇〇円」に改め、別表第一六第一号中「半壊し、若しくは半焼し」を「半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同表六第二号を次のように改める。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

- (一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
- (二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

別表第一八第三号(二)中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十一万三千三百円」を「二十二万五千二百円」に、「十六万八千九百円」を「十七万二千円」に改め、同表十第二号(四)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同号(二)イ中「五千三百円」を「五千四百円」に改め、同表十一第二号中「十三万五千四百円」を「十三万七千九百円」に改める。

別記第十七号様式中「~~欄設置等~~」を「~~欄設置等~~」に、「~~上型設置等~~」を「~~欄設置等~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第五項中「水」を「へ」に改める。

別記第六号様式の二裏面注4から6までの規定中「~~欄及び~~」を「~~欄及び~~」に改め、同様式裏面注8中「~~い~~」を「~~い~~」に改め、同様式裏面添付書類一覽中「~~斗~~」を「~~斗~~」に改める。

別記第六号様式の八を次のように改める。

第6号様式の8 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

記名押印又は署名

役員等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の
8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

役員（代表者を含む。）及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第六号様式の十二裏面注4から6までの規定中「書籍及び」を「書籍並びに」に改め、同様式裏面注8中「うえ」を「上」「改め」同様式裏面添付書類一覽中「研修の実施状況に関する報告書」を「研修の実施状況に関する報告書」に「ホ」を「ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県図書館使用料徴収規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館使用料徴収規則（平成二十三年岐阜県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

| | | | |
|----|----|---|---|
| 併 | 併 | 併 | 併 |
| 併 | 併 | 併 | 併 |
| 別 | 別 | 別 | 別 |
| 1男 | 2女 | | |

を

| | | | |
|---|---|---|---|
| 併 | 併 | 併 | 併 |
| 併 | 併 | 併 | 併 |
| 併 | 併 | 併 | 併 |
| 併 | 併 | 併 | 併 |

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡七宗町神淵字中島九〇〇七、九〇一の一、九〇一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中島九〇〇七、九〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

九〇一の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及

岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

| 国道一般 | | 道路の種類 | | 区域 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|---|-------------|-------------|-----|---------|-------|----|
| 号百五十六 | 路線名 | 路線名 | | 別前後 | 員敷地 | 長延 | |
| | 郡上市高鷲町大鷲字正会 一四二六番一五地先から 同 市同 町同 字同 一四二六番一三地先まで | 後 | 前 | 後更 | メー ル | 一三六・一 | |
| | | 二〇〇 一五・二 | 二〇〇 一五・二 | 別 | メー ル | 一三六・一 | |
| | | 三六・一 | | | | | |
| | | | | | | | |

岐阜県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

| 県道 | | 道路の種類 | | 区域 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-----------------------|------------------------|--------------|--------------|-----|---------|-------|----|
| 中津川線 南木曾線 | 路線名 | 路線名 | | 別前後 | 員敷地 | 長延 | |
| 同 市同 字小森一九 八四番一先まで | 区 間 | 後 B | 前 A | 後更 | メー ル | 四三〇・〇 | |
| 同 市同 字小森一九 八四番一先まで | 中津川市神坂字寺洞二〇 三四番一先から | 二〇・五 一五・五 | 二〇・五 一五・五 | 別 | メー ル | 四三〇・〇 | |
| | | 三六・一 | | | | | |
| | | | | | | | |

令和二年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延長 （メートル） | 供用開始 の期日 | 備考 （区域の 決定又は 変更の 告示日 のほか） |
|-------|-----|--------|--------------|-------------|--|
| | | | | | |

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古田 肇

| 県道 | | 道路の種類 | | 区域 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|--------------------------------|--------|-------------|-------------|-----|---------|-------|----|
| 明金山線 宝山線 | 路線名 | 路線名 | | 別前後 | 員敷地 | 長延 | |
| 同 市馬瀬下山字梅峠五 二八番一九地先まで | 区 間 | 後 | 前 | 後更 | メー ル | 一八七・〇 | |
| 下呂市金山町野原字柏 谷八八四番三五四地先か ら | | 三〇・三 四・九 | 三〇・三 三・一 | 別 | メー ル | 一八七・〇 | |
| | | 三六・一 | | | | | |
| | | | | | | | |

岐阜県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

| | | | | | |
|----|----------------------|------------------------|-----|--------------|---------------|
| 県道 | 北白井線 | 高山市丹生川町瓜田一二八番一 地先から | 七・八 | 令和 二・一・一〇 | 平成 三〇・三・二四 |
| | 同 市同 町同 八七番一 地先まで | | | | |

岐阜県告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|----|-------------------------------|-------------------------------|------|--------------|--------------|
| 県道 | 中之元線 古川線 | 揖斐郡大野町大字野字大平八 五三番一 地先から | 一五・〇 | 令和 二・一・一〇 | 平成 三・一・二六 |
| | 同 郡同 町大字同字西浦八 七四番一 地先まで | | | | |

岐阜県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|----|------------------------------|------------------------------|------|--------------|-------------|
| 県道 | 片宮山地線 | 揖斐郡池田町小寺字谷南二六 八番一 地先から | 二四・〇 | 令和 二・一・一〇 | 平成 六・二・一 |
| | 同 郡同 町同 字堂向五五 六番一 地先まで | | | | |
| | 同 郡同 町同 字堂向五六 二番一 地先から | | | | |
| | 同 郡同 町同 字同 七三 四番一 地先まで | | | | |

公 示

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
可児市
- 二 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）
三 作業期間

令和元年十二月十六日から

令和二年三月二十三日まで

四 作業地域

可児市

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年一月十日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 下 呂 市 萩 原 町 土 地 改 良 区 | 令 和 二 ・ 一 ・ 一 〇 |

令和二年一月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社